

第四十三回
国会

参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十八年三月二十二日(金曜日)
午後一時三十七分開会

委員の異動

三月二十日

補欠選任

徳永 正利君

高橋進太郎君

出席者は左の通り。

委員長

木村禮八郎君

理事

石井 桂君

増原 恵吉君

武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君

黒川 武雄君

小山邦太郎君

田中 清一君

三木與吉郎君

瀬谷 英行君

田中 一君

田上 松衛君

政府委員

建設政務次官

建設省都市局長

建設省道路局長

事務局側

常任委員

会専門員

武井 篤君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木村禮八郎君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

去る二十日、徳永正利君が辞任せられ、高橋進太郎君が選任されました。

○委員長(木村禮八郎君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

ただいま報告いたしました委員の異動に伴いまして、理事に欠員が生じたので、この補欠互選を行ないたいと存じます。

互選の方法は、手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(木村禮八郎君) 御異議ないと認めます。それでは、増原恵吉君を理事に指名いたします。

○委員長(木村禮八郎君) 次に、土地区画整理法の一部を改正する法律案、共同溝の整備等に関する特別措置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 最初に、土地区画整理法の一部を改正する法律案について質疑を行ないますが、土地区画整理事業を

今日まで行なっているうちに、組合施行の分は、全国的にどのくらいあったか、それが一つ。それから、大体において、五カ年を期限として事業を行なっているはずであります。その土地区画整理事業の組合施行のうち、着手してから完成までの年次ですね、それから期限等、わかったらひとつ報告してほしいと思います。その資料はおそらく準備してあると思うから、資料を配付してくれば一番幸いです。

○政府委員(谷藤正三君) ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。組合の現在までやって参りました実績でございますが、この内容につきましては、戦前、大正八年から昭和二十年まで、この間では、非常に組合施行が盛んに行なわれまして、旧法に基づくものが行なわれまして、その間八年から二十年までにおける施行面積は、組合施行で一億八千一百万七千坪でございます。全体の事業施行面積に對しまして、つまり政府施策もみな含めた全体の面積に對しましては、五、四〇％の高率になっております。そのあと戦後昭和二十一年から二十九年まで、つまり旧法における最後の状態に影響されまして急に減りまして、八十二地区、四百六十九万七千坪というふうな落ちまして、政府施策を合わせた全体に對しまして、四〇％という率に低下いたしておりますが、昭和三十年以降の新法に入りましてから、逐次経済生活の安定とともに、また、宅地需要のいろいろな時代の流れとと

もに増大いたしましたして、三十年から三十六年度までの間におきます施行は、組合施行で二百二十地区、千二百二十万五千坪、全体の量から見ますと、一四〇％というふうな工合にまた増大いたしております。

それから五カ年における施行の計画でございますが、これは、新規の建設戸数の三百八十万户に對する分といたしまして、宅地造成分が、全体で二億五千四百万坪というふうに一応、これは公式の数字になっておりませんが、建設省としての一応目安といたしまして、二億五千四百万坪という数字を考えております。その中で区画整理分につきましては、新規建設分としまして、各年度ごとに一応考えておりますのは、三十六年に組合分としましては三百萬坪、三十七年は五百萬坪、三十八年は五百萬坪、三十九年は五百萬坪、以下四十一年まで五百萬坪で、十年計画におきまして後半になる四十二年以降は、四十二年が六百萬坪、四十三年が七百萬坪、四十四年が七百萬坪、四十五年が七百萬坪、合わせまして五千五百萬坪という考え方をしておりますが、実際の新規建設敷地分として、先ほど申し上げました三百八十万坪に見合う分が千五百萬坪というふうな考へておる次第でございます。

○田中一君 戦前、組合施行によって行なわれた事業の戦後そのまゝの姿で復活したものが、それから戦後、組合施行で行なわれたもので、むしろ完成したものが多と思うのですが、新法ができるまでの事業の地区と量、期限で

すね、それから新法に切りかえられる前に、今言っているのは、完成したものであります。新法と同時に新法に乗りかえて行なっているこの法律改正までに、今提案されているこの法律の改正の今日までに行なわれている事業、そのうちを二つに分類していただきたいの、一つは、既成市街地における土地区画整理事業、それから宅地造成という一つの新しい目的のために、まず都市計画法の指定をして、そして山林原野等、新しく宅地造成をして、土地区画整理事業と分類して、資料はあると思うから、それをひとつ表にして出してほしいと思うので

○政府委員(谷藤正三君) 戦前の表につきましては、大体施行の全体の量はわかっておりますが、その使用の状況が、そのまま宅地造成としての使用のままになっているかどうかということ、ちょっと資料が非常にむづかしいと思ひますので、できるだけ努力いたしたいと思ひます。

○田中一君 いやがらせの時間かせぎに、あなたの方に不必要な資料調製を要求するという時間かせぎのためのものではないのであって、戦前になつたものが、戦争という非常事態によつて中止された、しかし、それが戦後において継続してなされているもの、これは大体被爆被災地域に多いのですが、しかし、戦災復興によるところの、何だか、あの法律は、罹災地の復興ということが行なわれて、そのまゝの形で再現しているものがあるはずで

す。たとえば一つの例をいうと、広島県の新しい道路を作って、それを今日では一級国道にすり変えてある。その場合は、戦前になつた区画整理事業をそのまま復元した状態になつてゐるわけなんです。そういう地区が相当あると思ふのです。そういうものの、戦前のこまかいものは要りませんから、戦前になつてゐる事業が、戦後に中絶されたものが生き返つてきてやつてゐるという事業が各所にあるはずで、それを戦前のものと言つてゐるわけであつて、その以前の戦前のものは要りません。それから新法に切りかえられるときの完成した一戦災地の復興は時限法でした、あれは三十二年に終わったのか、三十一年に終わったのか、全部。

○政府委員(谷藤正三君) 三十四年でございませう。

○田中一君 それは、二年間延長して三十四年になつたのでせう。三十二年ではないかと思ふ、戦災復興の事業として行なつた区画整理事業というものは、

○政府委員(谷藤正三君) 実際の内容から申し上げますと、若干まだ現在も戦災復興の事業は残つておりますが、予算措置としましては、三十四年で完了したことになりまして、三十五年以降につきますのは、大都市分に集約して残しまして、それが都市改造その他都市計画事業として継続されておる状態になつております。

○田中一君 私がそういう資料を要求するのは、こういうことなんです。当然しなければならぬ事業であつても、それが予算の措置の上からい

て、補助率等の関係からいって、時限を持つてゐる法律でありますから、たしか十年間だと思つたけれども、一ぺん打ち切つてしまつた。しかし、その後復活して行なつてゐる事業があるはずなんです。それをさして資料を出していただくというふうに申し上げてゐるわけですから、たくさんあるというわけ、数は少ないはずで、戦災地の計画が再現したやつですね。それから戦後のやつは、御承知の新法ができるまでの事業の実態と、それから大体仕事は五年ぐらゐで終わつてゐるのせう。計画としては大体五年ぐらゐで完成するようになつてゐるのせう、建設大臣の認可というものは、どうです。

○政府委員(谷藤正三君) 計画といつたしましては、大体五年が長いほうでございまして、早いものは三年でございませうが、普通、ある程度平均いたしまして十一万坪程度になつております。大きいものは三十万坪ぐらゐからありますが、一万、二万坪のものは早く終わりますけれども、普通の状態からいいますと、第三年度から保留地が生まれてまして、それが事業費に使用されるという格好になりますので、五年程度で大体終了するというのが普通の情勢でございませう。

○田中一君 心配するのはね、今度のこの法の改正によつて行なおうとする地区には、そういう問題がありませんけれども、結局事業が終わつたあと、清算事務に入つて問題が起るわけなんです。で、実際に事業は終わった、しかしながら、清算事務が一体何年間かかつてゐるかということが知りたいわけなんです。で、非常にむずかしい問題が、組合制度の場合には、

実質的に組合がやつてゐるのだからさといつて、政府はおそらくノータッチでいてゐるはずで、おのおのの組合員がおのおののどういふ問題があるうと、それはその組合内の実態として組合が解決してゐる。方法があればそれを報告願ひたいのです。それを知りたいからそういう要求をしてゐるわけなんです。それから、実態が明らかになるようなものであればいいと思ひます。

○田中松衛君 ちょっと関連。時間におくられて参りましたが、田中委員のほうから、今資料要求について御発言がございましたので、ダブつておるかも知れませんが、田中委員が要求された資料で、私が申し上げることが含まれておるならば、それでけっこうですが、そうでない場合には、今申し上げることをあわせてお聞きしたい。実際は、この程度のことならば即時御答弁できるかも知れませんが、せめて正確な資料の御要求のようです。それから、あえて申し上げます。大体私業面積が一億六千万坪ほど、全国で地区としては七百十五地区ぐらゐじゃないのかと思ひます。その中に田中委員が言われたような問題、中に戦災復興事業として扱われておるものが幾地区で、どのくらいかということ、さらに接収解除の場合がどうなつてゐるのか、残りの土地改良事業に含まれておるもの、これは純粋な土地改良計画としてなされておるもの、これがまあ三十八年度計画そのものは、大体百地区ぐらゐかと承知しておるわけですが、それが予定されておるものがある。しかし、それが計画としてどうな

られておつたかということ、そしてその中にさらに完成した場所、都市計画事業の中だけでもけっこうです。完成した地区、これはまあ田中さんの言われたとおり、完成した地区であっても、事業は完成しておるけれども、清算事務がまだ完了であるという場合もありまして、清算事務まで含めて完成したものはどのくらいあるかということ、きつめて簡単なこれは数字が出ると思ひます。表の中にそれがわかるようにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(谷藤正三君) 戦災復興、接収解除その他はいわゆる組合施行としてはやつておられますが、資料としては整理いたしますので、あらためてあとで整理いたしまして提出いたしたいと思ひます。

○田中一君 それから関係の政令の案は来ていますか。

○政府委員(谷藤正三君) 一応建設省の案は、持つて参つております。

○田中一君 それを配付してもらつて下さい。

これに関連する事業の形態については、あとでまた質問しますが、この改正法案の中で、すぐにわれわれが考えるのは、個人施行の場合には、融資をなせしないのかという点です。個人の施行とそれから組合施行のうち、組合施行だけを取り上げたという理由、それから個人の場合には、それに該当をなせしないかということです。

○政府委員(谷藤正三君) 今度の改正案につきましては組合を施行の対象にいたしましたのは、御承知のように、戦後の農地解放によりまして、従来の何千町歩というふうな土地を持つておりました大地主というものはなくなりまして、土地の地主という名前を持つておりましたも、単位が非常に小さくなつて参りました。個人施行として現在やります場合には、電鉄あるいは観光会社その他の大会社の企業会社が主体になりまして、若干の地主を含めて、何人かの者が入つてゐる場合もございませうけれども、普通の宅地造成をやつておられます場合には、主として企業的な会社が主軸になつておられますので、そういう個人施行の場合においては、十分な資金を持つておるといふうに私たちは解釈いたしておられます。組合の場合には、先ほど申し上げましたように、従来の地主と違ひまして、そういう土地というものを若干持つておられますも、現金というものを持つておられないというものが非常に多いわけでありまして、戦前の組合施行の場合と性質が違つておられます。宅地造成の急務を呼ばれておられますけれども、思うようには施策が進んでいかないということを考えまして、この貸付制度を行なうという改正を希望いたしました次第でございませう。

○田中一君 それはそれでけっこうです。そこで、政令案の要綱が示されておられますが、總体的に日本の国土を利用し、住もうという国民の意思というものが、新しい宅地造成によつて憲法で保障された平和な社会が出現するといふ考え方を持つには、相当規模、やつていく規模がここに示されてい

る、政令要綱案の中に示されており、すけれども、国土の再分割、用途別あるいは形態別、いろいろ要素があり、すけれども、国民生活のうちに国土のあり方、国土の形態等がかくあるべきだという一つの確たる考え方が立つて初めて、従来とも都市計画法に基づき、土地整理事業というものが行なわれておったと思うのです。これらの規模というものが、その地域の客観的な関連する現象によって左右されなければならぬというところは考えておると思うのです。都市計画が先行して土地整理事業を行なうということになつておるけれども、土地が単に利潤追求のためにだけ利用されるということであつてはならぬと思ふのです。日本の四つの島の立地条件、気象によるところの条件等は、少なくとも海外を長く旅行した人たちの目から見ても、単に自分の国である、租国であるという考え方で長所をたくさん持つておることは事実です。その中で国土の利用というものは、国土の配置というものが、国民生活の中からも社会生活の中からも、あらゆる面から確固たる信念というものが生まれなければ、是非の問題は論議するべきものではない。要請される事業主体の事業の許認可という問題について、政府としてはどういう考え方を持っておるか。ただ単に新しい町づくりの基礎をなす市街地ができればいいんだということだけでは、今回の事業資金を無利子で貸し付けようという事業体制に対する考え方が明確でないと思ふのです。だから、既成市街地における都市改造的な意思を持ち、また現在の住生活、現在の社会生活の環境を整備し、よくしようと

いう思想については、これは一応納得できるのです。山林原野、これに対してやはり国が行政力を持つところの都市計画に基づく新市街地の基礎をなす土地の造成、土地整理事業というものが、どこにその背景をなすところの思想があるかというところを考えると、今政令で示される相当規模、あるいは環境等に対してどういう考え方を持っているかというところを最初におきかへたいのです。これは、局長に聞くべきものではなくて、大政務次官がおるから……、河野建設大臣はどこへ行つたか知らぬけれども、これは探してほしいのですがね。——それが背景にならないければ、やはりこの事業の促進によって国民が過当なる負担をしなければならぬということ、あるいはこれに付随するところの交通その他の新しい負担が生まれてくる。同時にまた土地の価格というものが、むしろ事業の大半の資金というものは事業計画による保留地等を売却する収益を財源として行なうのは、これは当然でありますけれども、なぜこの地区でこうしなければならぬかという条件をはっきりと僕は説明してほしいと思ふのです。言葉だけではないのです。私は、今まで過去やつたものに対する資料をほしがっているのはそれなんです。既成市街地におけるものは目で見て納得できますが、新しく山林原野を含んだ地区に、その地区になぜ新市街地としての造成をしなければならぬか、しなければならぬという条件ならば、ここに国民生活の負担減とか、あるいは環境とか、あらゆる条件が具備されなければならぬと思ふのです。何をどういう形でもって許可をしようとする

か、もし局長がその答弁ができなければ、またすることが冒険ならば、私が今質問しておることをひとつ建設省に持ち帰って、建設大臣から説明していただくたいのですよ。それがもとになるわけですね。私はいたずらに日本の美しいこの土地を市街地化することによつてのみ、われわれ民族の幸いがあるとは考えておらないのです。沼あり、原野あり、森林あり、山あり、あらゆる——太古とは言いませんけれども、自然の姿というものがわれわれの生活の中に溶け込む、そうして租国愛が、あるいは人類愛なりというものがつちかわれる環境にわれわれの民族を置くべきである。ましてや若い少年たちが危険を感じない——非常にこれは常識論でありますけれども、不安のない社会の共同生活ができるという市街地が望ましいのであつて、十分環境が望ましいのであつて、その裏づける法執行の精神というものをまず最初に伺つておきたいのです。今回の法律改正の対象というものは、おおむね私が今申し上げているような地区の事業を中心と考えておられることが明白であると思ふから、あえて伺うわけなのですが、ひとつ答弁して下さい。

それでは私がもう一つ申し上げます。私は、谷藤局長の答弁で十分なら聞きますが、これはまあ大きな政治、政策問題が入りますから、背景となるべき思想を伺つておくということなんです。○政府委員(谷藤正三君) ただいまの御質問にお答えいたしますが、何分大問題でございますので、十分にお答えができるかどうかわかりませんが、御承知のように、戦後における大都市の膨張は、産業の伸びと同様に非常に急激でありまして、大都市というものは、ほとんど混乱状態のまま発展を続けて参つております。生活環境の問題にいたしましても、一応道路政策によりまして、ある程度道路というものは伸びて参りましたが、その公共投資というものの中には、ほかの生活環境投資は非常に少ないものであります。問題は、たとえば最近の団地構成をやつております住宅公団の場合でさえも、その団地構成の中には、下水道その他のいわゆる環境施設としての今まで立ちおくれとなつておるものが公共投資と相対して初めて整備されるような状態でございます。現在の宅地の地価の膨大なる値上がりに対しては対応できなない。したがって、なるべく安い宅地を供給することが第一で、環境整備さえもされないで、現在の宅地造成というものが行なわれているのが現状でございます。したがって、いま現在そのようなものが区画整理さへ行なわれず、いわゆる農村の昔の農道のままで、これは東京でさえも農道のままで、練馬区、世田谷区その他北多摩、南多摩のほうに参りますと、農道のままでほとんど宅地に住宅が建つておるのが現状でございますので、このままでいきますと、混乱した都市におきますところの交通の対策というものは、郊外からの交通のためには、ますます混乱するということになって参りますので、現在の東京あるいは大阪その他の大都市の今後の対策を一体どういうふうに立てるか。これは、都市の構造をどういうふうに切り変えるかということが、まず第一の政策的な問題点になると思ひます。それ

に伴ひまして、都市の構造の、つまり都市の機能をどういうふうに再検討するか、再編成するか。また、それに従ひまして、現在の都市構造というものをどういう形に直していくか。それに伴つて、その周辺における労働、流通、消費というものを、施設に対してどういうコンピネーションでこれを作ることができるか。したがって、その中間における部分につきましては、住宅地の構成が、今までみたいに純住宅地、住宅専用地区でなしに、いろんな工場その他のものが混在している現在の住宅地区というものを、もっと純化する方法を、どうあるべきかということいろいろ考えていかなければ、現在のほとんど無秩序に膨張した都市の構造というものを切りかえていくということはできないと考へております。したがって、もし今のような無秩序なものをこれ以上そのまま放置することは、今日、都会生活をいたしますところの住民に対して、精神的にも、肉体的にも非常に混乱を与へますので、できるだけ早くそういうものからもう一度再編成をいたしたいというのが、考えの基本になつておるわけでございます。したがって、ただいま先生からお話になりましたような美観風致その他の地域につきましては、これを極力保持することを前提として、これを極力保持する。で、現在のさらに伸びていくであろうものに對して、今までと同じような条件というものを与へないようにするためには、できるだけ、必要な公共施設を、宅地の造成にいたしましても、土地の利用度を最高度に上げていく、あるいはまた、公園、道路その他の公共施設というものの整備を早目

に仕上げる、したがって、その他の、とにかく土地を、宅地を作りさえすればいいというふうな今までの宅地造成のあり方を、もっと公共施設を整備し、あるいは生活環境の施設を整備したところの姿にいたしまして、その住民に對して、快適な生活をさせるようにいたしたい。同時にまた、健全な体軀と同じ健全な精神というものを植え込むためには、やはり生活環境の整備というものが、まず第一であると考えますので、その点を考慮いたしまして、これらの公共施設というものが、都市計画的にきめられた区域の中におきまして、順々に整備されていくということを考えて、今度の改正の部分における百二十一条の二の一項におきましては、一に、「新たに相当規模の住宅市街地を造成することを目的とする」と。二に、「都市計画」として決定された街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含むこと。三、そういうことを前提にいたしまして、今度の改正をお願いいたしておる次第でございます。政令の中身につきましても、ある程度の、こういう事業が実施されるような面積と事業費が必要になって参りますので、その点につきましても、政令でこまかく定めたいと思つてゐるわけでございます。

○田中一君 個人が土地区画整備事業を自分の持つ資金によって行なう場合には、今いふ規制がなされたい。今回対象となる、国が二分の一の融資という形で行なう融資に該当する地区だけが、そういう制度を受けることにならざるを得ないと思うのです。現在まで、たとえば予定されているところの東京、沼津間の二級国道の沿線は、武蔵野として、フラットではないけれども、小さな丘が武蔵野のほんとうの姿として残されておたはずでありますけれども、最近はそのやういふ、とにかく平面化する、あらゆる樹木は伐採してしまふ、ブルドーザーでぶっ倒す、資本主義の一番悪いところですよ、目的がそこにあるのだから。それで、相当多額の金銭が受けられるような利用を考えておるものが、現状なんですよ。ましてや、これは今、都市計画という先行する指定が存在するわけでありまして、そういうものではないにやうて、もうきれいに樹木は伐採する、谷は埋め尽くしてしまふ、これは切り盛りをやるのですから、もう平坦になつてしまふ。当然なんです。この融資される面だけが、それが強調される。私は、ここに政令に指定されている「施行地区」の面積が二十ヘクタール以上——二十ヘクタールなんというものは、ちっぽけなものですよ。こういうものが放置されて、たかだか六億の融資を受ける地区だけが、これから強い条件を受けることになるというところは、片手落ちではないかと思ふ。その点はどうなんですか。

○政府委員(谷藤正三君) 土地区画整理事業として施行されます事業の内容につきましても、土地区画整理法の第二条におきまして、「都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため」というふうになっておりまして、個人のほかに、そのまゝ適用されるわけでございますが、「施行の認可の基準及び公告」として、第九条の中で認可しないというものは、「市街地とするのに適

当でない地域」というふうな、そういう部分がありますれば、それは認可しないというふうになっておるわけでございます。すなわち、少なくとも個人で施行する場合におきましても、組合で施行する場合におきましても、都市計画事業としての形におきまして行なわれ、それがそういうふうな土地区画整理事業として行なわれる場合には、当然そこで認可の基準によって押えられることになるわけでございます。

○田中一君 局長の言うように、法が立法の精神どおりに動いておるのなら、私はこういう質問をするんじゃないのですよ。ましてや、前提となるのは、市街地なんです。この事業を行なうのは、市街地なんです。いい景観を背後に持っている地域が、突如として、都市計画の指定によつて、市街地として指定される。それが大きく平面化され、平面化に変貌するのはあたりまえのことなんです。自然の姿を保持している山林、原野というものが、それが市街地という指定によつて、変貌するのは当然なんです。そうして、地価の上がるのが——むしろこれは土地を所有する価値と造成する経費とが、正しい形で加わつて、それが市民、都民、国民のために提供されるというのじゃないのです。現に考えてごらん下さい。住宅公団が行なっている宅地造成は、一般市民の住宅用の宅地では、私が今言つてゐるやうに、宅地の価格、造成費が加わつた原価主義をもつてこの価格がきまつております。しかしながら、河野建設大臣の就任以來、工業団地、目的が工場を作る場合には、もはや、この原価主義というものはくずれてゐるのです。そうしてお

おむね原価ならば五千円のもの、目的が住宅、宅地街の目的にやる場合には、倍になつて、いわゆる時価主義になつて売買されているのが現状じゃありませんか。経済的な利用価値によつて土地価格というものが上下するのは当然です。というのは、理論的に当然じゃなく、今日の資本主義社会においては当然だと言つてゐるのです。政府は政令を、政令だから自由に變更んだといつて變更しております。昨年變更しております。少なくとも、われわれが住宅公団法なり、住宅金融公庫法なりの法律を審議している場合には、原価主義というものが原則となつておかれてきたのです。これは行政権にまかされてゐる問題であるといつても、少なくとも法律の制定の精神というものを一方的にくずして、そうして政令を勝手に變更しているんじゃないか。この事実というものは、究極、住宅公団に提供した土地を売却したその価格が、当時妥当なものであったとするならば、今後多くの利用者に売却される価格まで値上がりをする、値上げをするための目的であると言わざるを得ないのです。したがつて、市街地として造成されようとする計画地その地区に對して、それらの環境を全部具備しろといったところが、するものではないのです。組合員は、利潤追求のためのみでその事業を行なうということに極悪いとは思ひませんが、悪いとは思ひませんが、建設大臣がその事業を許可する場合に、認可する場合に、どういう責任と思想をもつてそれを認可しようとするかといふところに疑問を持つから、それを解明してくれと言つてい

るのです。局長が法律の条文を説明して、それが思想でございますということならば、あなたよりもわれわれが、この土地区画整理法という法律は十分に慎重審議しているから、内容はよくわかつております。そういうものを行政権という権力によつて一方的にじゅうりんするから、まかしておけないという心配を持つわけですね。自分の土地を国民の多くのために提供しようという考えでなくして、要求する宅地というものを、この要求にこたえて過大な利潤を上げようという考え方に立つ組合員がまれにあらうとするならば、それに対して、国民の税金である金を無利子で特定する者に貸すという考え方に對して疑問を持つというのです。法律どおりの、われわれが法律を作つたときの精神でそれが行なわれてゐないという事実があるからです。一方的に政令を變更して、原価主義という方針を国会に提示し、そうしてその国会に何ら相談せずして、その大原則であるところの原価主義を時価主義にすり変へる、そうして利潤の、とはあえて言ひません。なるほど、言う言葉はよし、この剰余金をもつてまた皆さんの宅地造成をして、国民にそれを安く提供いたしましよ、こういうことを言つておる。言葉はいい。しかし、内容は今日の悪い資本家と同じやうな形の計画というものを言わざるを得ないのです。私はこれを、融資を受ける組合の理事者に対して、平面的なプランを中心として許可しようという考え方しかないのです。よ、どの法律のどこを見ても、この政令に示されてゐる問題も、これは当然のことなんです。

す。いかに行政権が国民の要求する、国民の持っているものを背景としての思想を持っているかどうかという点を伺っているわけなんです。

○政府委員(谷藤正三君) たいだいま組合が施行する場合には、いたずらに利潤追求をやりまして高い土地を売り渡すような、そういうことを政府が助長するような形になっておられないかという御質問の御趣旨のように考えられますが、この問題につきましては、私たちが十分検討いたしました。現在の組合が実際にやっておりますのは、先ほど申し上げましたように、宅地の需要の猛烈な要求に対して、それに対する供給の量が非常に少ないということが、要するに、宅地の地価の騰貴を生んでいる現状でございます。これのバランスがどうとれるかということですが、地価の安定ということに對しては、地価が非常に高い、組合の助成をいたしまして、それがいたずらに騰貴を生むだけで、地主の利益になるだけじゃないかというふうな御趣旨のように考えられますけれども、現在の荒地のままにしておいて、そういうふうな正当なる公共施設としての立場で土地の整理事業をやらせるといふふうなことをせずに、野放しのままでどこでも農道の形で買わせる、必要なるがゆえに買いうというふうな悪循環が重なりまして、現在の地価騰貴を生んでいるわけでございますので、むしろ私たちとしては、必要なる公共施設を備え、必要なる生活環境を備え、そういうことにしたことによって正当な事業を行なわせるような形で市街地を作りま

して、それでこれがある程度新しい環境の整った市街地の造成をやりたい、実際今までのために農道の農道の中に宅地がいたずらに作られるのと同じに、土地の整理事業として行ないました場合には、普通の今までの平均の状態と参りまして、整理前に大道路とか水路とか、その他の地積に對する全地域の中の面積が大体五割程度でしかないものが、区画整理事業を行ないますと、大体二〇割に持つていくのが原則になっておりますし、公園とか、そういうもののない所の、つまり〇割が少なくとも大体三割の要求をいたしております。場合によっては六割の要求もいたしております。実際には、今までの施行前の公共の利用地が五割程度のものに對しまして、あわせて整理後は二割程度のものを要求するようになりまして、おきまして、事業を行ないます場合におきましても、保留地の、つまり自分の事業資金に充てますための保留地分をいたしましては、今までなかったものが、七割から大体一〇割、この程度のものが事業資金に充てますための保留地として、各地主から全部提供されることに相なります。したがって、合計いたしますと、実際の整理事業の五割程度のいわゆる道路とか農道とか水路とかいうことになっておりまして、地積部分が一、三割から三〇割程度の地積を公共のために供出したということに相なります。それが実際に農地として、山林としてでき上がっておりますために、実際の地積が反坪に合っておりませんために、そういうものが、整理いたしますと、実際の測量によりまして、終わつたあとの実際の

減歩率が、大体二一から二五割、この程度の公共用地に對する用地が生まれるという計算に相なります。したがって、まして、現在の値段で考えまして、大体十坪単位の区画整理事業を行なうということになります。と、大体公共用地を全部生み出したものを、その値段で返して、つまり、現在の地主たちが出した値段を全部もとのままの値段、それから今度、二一から二五割の用地が減つた分に對して、地主に値段を等価にいたした、こういう条件を条件に入れます。計算いたしますと、大体、四割三分から五割近くの値段が、現在の農地としての地価に對して上がらなければ、地主としては採算がとれない、これが現在の状況でございます。なおかつ、事業を行ないます場合は、当初における組合の借入金金の状態は、普通は大体、今現在で百五十組合が三十八年度でございますので、その中で、借りている金は、市中銀行、農業協同組合、信用金庫等から借りておりますけれども、大体において、短期の借入金になっておりまして、しかも、利子は一割近い高利でございます。それに対して、住宅公団のほうは、財投から借りております関係上、住宅公団の行ないますところの、き上りの単価と、それから同じ原価にいたしまして、組合施行におきましますところの組合のき上り単位と、は、違ってくるのがあたりまえでございます。したがって、住宅公団の単価と同じような値段で組合施行の区画整理事業の宅地を売れということ、は、非常に無理があると私は考えております。ただ、無理があります、で、きるだけ、こういうふうな公共用地を

十分にやっていたら、生活環境を十分整えていただくということによって指導いたしました。そのためには、当初の、しかも、せいぜい一町歩あるいは多くても、内地におきましては、二町歩が、現在の農家の持つておる畑の境界でございまして、そのほかの非常に小さい地主がたくさん入っておりまして、現金を出し合ひまして、組合施行をやつて宅地を造成して、しかも、売つてやるということのできない地主が非常に多いことは、先ほどすでに御説明申し上げたとおりでございます。で、最初の資金の算定から始めて実際の計画を立て、実施額を立て、仮勘定をやつてというふうな順序の仕事をやつていきます場合の当初における資金さき、自分たちのふところから出せないのが現在の地主の状況でございますので、いやでもおうでも金を借りなければならぬ、そのとき一割の高利で借りなければならぬというふうなことは、せつなく宅地の需要が非常に多いのに對しまして、十分に伸びが出てこない、しかも、がゆえに、宅地の値段はますます上がつてくるといふ悪循環を繰り返します。で、われわれといたしましては、組合の事業をできるだけ助成いたしまして、当初の資金でも、保留地が出るまでの三年までの間、大体三年でございまして、少なくとも三年までの事業が円滑に低利のものでいかれますように、当然私たちが無利子で貸し付ける分が、全体の事業ではございせんので、大体において、先ほどの政令に書いてございまして、総事業費の三分の一以下ぐらゐの限度にいたしておりますので、残りの三分の二は、いやでも市中

銀行その他の農業協同組合、信用金庫というふうなものから借りなければならぬので、そういうものを合わせまして、円滑に事業を施行することによって、公共用地を生み出していただく、そういう正当な値段で需要に對応できるような宅地を作つていただくということが念頭にございまして、決して地主の利益をはかるというふうなことは全然考えておりませんし、むしろそういうことによって相共同して正當なる環境の整った宅地を造成していくというの、国としての施策であり、また国民にも協力していただくというふうに、私たちは考えているような次第でございます。

○田中一君 いかに価格が上がるかというのを説明しているけれども、上がつていく、それは当然なんです。ただ私の言っているのは、なぜ新しく宅地を造成しなければならぬかということに歸着するわけですよ。もしもほんとうに国民が要求する宅地が少ないからやるのだというならば、別の方法がありますよ。私が委員長にも言っているように、この法律案と、これから出そうとする住宅金融公庫法等の改正案、それから住宅金融公庫法等の改正案、これと一緒に審議してくれというの、それなんです。同じ思想なんですよ。宅地を新しくどの地点に造成しようというならば、国全体の計画を考えているかどうかということなんです。その地区々々の派生的な要求に對して、一々認可するんということじゃなくして、全体の国土計画というものがありやいなやと云っているのです。それで、国民が宅地を要求するからというなら、また宅地が値上がり

するからというならば、方法は幾らでもあるのです。幾らでも方法はありますよ。まず、国が持っているところの住宅金融に対する条件としては、宅地を持たなければ金を貸しませんよという考え方があるのです。だから、一面住宅金融公庫に対する融資の申請が、何十倍、何百倍ございまして、言つて誇つてゐる。何十倍も何百倍もの方が住宅地を求めて狂奔しているのです。資本主義社会じゃ需要があれば土地が上がつてくるのです。一人にしか貸さないものを、十人、五十人、百人、たかだか宅地探しに歩くから当然宅地は上がっていくのです。政府の政策が宅地を上げていくのです。一方、こういうことは、何べんもくどく申し上げるに、昨年公団法の改正もやり、また現在の事業法上に許されている範囲の中高層あるいは屋根貸しの住宅公団の家がたかさんでございまして、既成市街地における住宅建設用地といふものは、空間がたかさん残っているのです。水の問題その他条件によつて、やむを得ずニュー・タウンを作るのだという考え方は、ある部分については認めてもよろしいけれども、野放しで農地、山林、原野等をやたらに宅地化するという考え方があるから、これを宅地化して、そうして国民の需要にこたえるのだということは、一番拙劣な政策なんです。こういうことは、もはや常識なんです。私がこんなことを言うのがおかしくなくらい常識なんです。徒歩二十分、三十分で自分の職場に行けるような所には規制しないで置いて、宅地に見合う空間がたかさん残されているのです。それらに採算のとれる融資をすることの

ほうが早いのです。国民生活もそのほうがいいのです。一時間、二時間と往復時間がかかるような所から少し詰めたところで通勤するよりも、人間の生命力も延びるのです。駅において徒歩三十分、二十分という所が主としてあるのです。乗りものに乗れば金が多分にかかると。そんなに日本の労働者は賃金をたかさんもらっていません。自動車を持って通勤するような賃金はもらっておられないのです。だから僕が言つておられるのは、宅地造成といふこの事業を遂行するにあつての背景にある思想は何かといふことを聞いてゐるのです。局長はどうてい、むしろ自分の与えられた法律の範囲、行政の範囲しか答弁しないと思つてゐる。私は今のこの法律をさして言つてゐるのではないのです。政府が持つてゐる宅地政策といふものは、どこに根本の思想があるかと聞いてゐるのです。これらの諸君は、今る局長が説明してゐる通りに、善良なる諸君は、利潤追求といふことは度外視して宅地を提供しようといふ気持ちの人があるかもしれない。この人たちは、反対するもの、融資措置といふものは、反対するものじゃないと前段に言つてゐるのです。しかしながら、利潤追求という思想が、政府にも行政内部にもあると同じように、政府が見本を示している以上、そうならざるを得ないと言つてゐるのです。なぜ平塚工業団地の価格を、原価主義を切りかえて時価主義にしたのですか。それを撤回しなさい。その政令を撤回しなさい。政令の改正を撤回しなさい。少なくとも政府の政策の面において、時価主義といふものが顔を出している以上、まし

てや、自分の土地を自分の資金で造成しようといふ事業の計画者は、飽くなき利潤追求といふことにならざるを得ないのです。それは国民の住宅要求度——いわゆる宅地の、国民の要求に対する住宅がバランスがとれぬからくるのだといふならば、第一に、宅地造成といふこの考え方を政府施策として持つておる住宅金融公庫、住宅公団のこの事業の形態を一つにしない。住宅公団、住宅金融公庫が、国家機関が同じ目的のために予算を計上するなんていうことは間違ひです。傾上がりを促進するものとなんて。一つにしない。窓口を一つに。そうして住宅金融公庫の資金によつて住宅を建ててゐる、あるいは店舗等を建ててゐるという各種団体の宅地造成に対する権限を一手に国の関係機関が握ることが望ましいのです。住宅公団と住宅金融公庫、住宅金融公庫の出先機関であるところの各種団体が、同じ土地を競合して買おうとしてゐる。上がるのはあたりまえです。上げてゐるのです。私は、この土地画整理法の審議といふものは、やはりそれぞれの関係する法律が出ておる、また出ようとしてゐる、それらが全部一つになつて宅地の問題を審議しなければ、——この法律案を審議しなければ結論は出ないと言つたのはそれなんです。むしろ都市局長は、自分の与えられた範囲のことしか言わないで、それ以外のものは、それは谷藤君、全体のもので、それは谷藤君、幾ら説明しても僕は納得できない。明解に政府の土地政策が表明されておらない。間違ひなら間違ひでもいい、何でもいい、一つの思想といふものが背

景になくちやならないと言つてゐる。困つたことを、これもする、あれもする、それが既成市街地に対する土地画整理事業の精神です。よい環境、そのために既成市街地におけるところの土地画事業を行なうのは当然です。これには一応安定した地価といふものが存在しているのです。しかし、今度考えてゐるのはそうではない。新しく農地、山林、原野等を開拓して宅地を作るべきだといふ考え方、どうも私はこれは谷藤君から聞こうとするのは無理かもしれないが、それが明らかにならなければ、ほかの法律案に対して同じことを言わなければならぬから、めんどろくさく言つてゐる。新市街地の問題も、新住宅地帯の問題ですか、あれも、住宅関係二法案の例の公団、公社の問題も、みんな関連してゐるから言ふのです。問題は土地画整理事業、この種の事業に対して、六億無利子の融資をするといふことに對して反対しないことは、先ほど言つたとおりです。政策として何を考へて、どういふ方向に行こう、あるいは日本の国土問題といふものが抽象的な問題でなくして、あるいは私権の制限をしてゐる、現在建築基準法において相当大きな私権の制限をしてゐる。都市計画に於いて、それこそ大きな私権に対する制限をしてゐる。だから国土全体に對する問題も、自分の所有しているものを勝手に何をしてもいいという考え方でなく、先ほど言つたように、農道にしても、自動車の入れないようなものでも、それを勝手気ままに宅地にすることは困る、そういうことをするならば、それらのものに対して明らかに都市計画法なり、あるいは建築基準法

なりで、一応かりに制限することは、国民全体の社会、国土からいって許されるはずだと思ふ。そういう問題は全部野放しにして力づくでもってやつてゐる。自分の土地を自由に住宅地化し、将来の都市としての機能を失わしめるよう行為は、これを阻止する方途をとるのには可能だと思ふ。また、近代社会においては当然の措置として国民も納得するだらうと思ふ。——行政権の貧困からくるのです。行政上の力のなさ、政治の貧困からくるのです。これは委員長、私は今のような答弁では満足しませんから、ひとつ建設大臣に、この質問の要旨を十分局長から伝えてもらつて、建設大臣から宅地造成に対する考え方を打ち出していただきたい。そうしてこれがほんとうに善良な土地画整理組合を運営しようとしてゐる人たちに對しては、三億や六億でなく、当然国がすべきものであるけれども、政治の貧困からしないのです。もっと大幅に無利子の金を出しなさい。そうしてあらゆる面で国民に提供しようといふ、その最良な環境の宅地といふものを価値づける事業を行なうものに対して、損をかけるまいというふうな方途をお示しなさい。たかが三億程度のものを無利子で貸したからといって、どれだけ解決になりますか。できるならば公共施行としてやりなさい。場合によれば国が直接おやりなさい。窓口がたかさんあるから地価が上がる。なるほど所有者が、所有権者が集まつて組合を作ってやれば地価は上がりません。しかし、保留地なり、あるいはそれを自分の持ち分として得られたところの土地を取れるだけたかさん高い金で売りたいといふのは

人情です、今日社会の。政府でもやっていると云うのです。住宅公園を通じてやっていると云うのです。これはひとつ委員長からも、これは私これ以上しませんから、局長によく言つてですね、建設大臣のこれらに対する答弁を要求します。委員長からも、なおひとつ通じておいていただきたいと思ふのです。こまかい問題につきましては、その問題が解明してから質問をいたしますが、大体において、私どもとしては、善良な所有者が宅地造成をしようという考え方には、もつと大幅な助成方法を考えるべきだといふ考え方に立っております。あとの質問は保留して、一応終わります。

○委員長(木村福八郎君) ただいまの田中君の御発言は、非常に重要だと委員長は認めます。この法案は、宅地難解決のための宅地造成事業のうちの一つでございますが、政府の全体の宅地難解決の根本的な考え方、総合的な政策、そういうものを田中君ははっきりさせないと、この法案だけ、部分的に審議をしても、なかなか困難であるという御趣旨でございますので、建設大臣の意見を聞くこともどうしても必要だと思ふので、そのように取り計らいたいと思ふます。

○委員長(木村福八郎君) 次に、共同溝の整備等に関する特別措置法案に対する質疑をお願いいたします。

○田中一君 共同溝の整備等に関する特別措置法案について、アメリカを中

心とする新興国家ですね、新しい国づくりをするという歴史の浅い国々のデータをお示し願ひたい。

それからヨーロッパとスウェーデン、ノルウェー、それからイタリア、フランス、フランスは大抵いいと思うが、イタリア等の伝統ある都市の共同溝に関する同様な措置、フランスの場合には、地下水がパリを中心にあるからいいとしても、ほかの国々のいろいろの例がお調べになってあると思うから、それを資料として最初にお出し願ひたいと思ひます。

○委員長(木村福八郎君) よろしゅうございませうか、平井道路局長。

○政府委員(平井孝君) ただいま御質問の個々の国々、個々の地域について詳細な資料は、ただいま手元にございませんで、恐縮ですが、この詳細な資料は、至急に資料として提出させていただきますようにいたしまして、現在おかけしております範囲でお答えいたしますと、フランスは、ごらんのように千五百キロメートルの地下水渠がございまして、これが下水渠のほか共同溝の用を果たしております。

それから、アメリカ等におきましては、現在わかつておりますところでは、ニューヨークの例が若干わかつておりますが、これは詳細まだ十分に資料が入っておりません。

スウェーデンというお話でございますが、スウェーデン等につきましては、実は残念ながら、現在資料の都合で入っておりませんので、これは後刻あらためて資料を提出いたすことになしたいと思ひます。

○田中一君 私は、あなた方が非常に官僚と言つては言葉が悪いけれども、

上級公務員は、非常に一つの法律を作るのに慎重であつて、おそらく一つの法律を作るには、長い間、公共事業の一つとしての共同溝等についても、比較検討し、日本の状況、諸外国の状況等を十分に調べて、そうして提案されるのを、今日まで十何年間の経験で、その後に結論を出すという行き方をとつておられるのを非常に尊敬しておつたのです。最近の法律は、おおむね思いつきでやるような形のものが多いので、多いのです。どうも地下におけるところの共同溝の考え方なんというものは、もうこれは何年も前から多くの国民の口に乗つて、実に熱心に要求されてゐるはずなんです。大体において、道路行政のうち、ニュー・タウン、いわゆる新しい町づくりの場合には、これを

おそろく実施してゐると思ふのです。が、平井君のほうで、新しい町づくりの場合に、現在共同溝という規模の大小は別にしまして、これらのような構造によつて共同溝を作つた事例というものをもちださうと思ふが、今ある資料としてお出し願ふと思ふが、今あるなら、どの町のどこがどのくらいということの説明をしておいていただきたいと思ふんです。

○政府委員(平井孝君) これは適切な事例ではないかと思ひますが、さしあたり御質問に近い事例としてあげますと、わが国では、戦後の事例でございますけれども、いわゆる町づくりではございせんが、一つの復興過程における部分的な町づくりといへばいえるかも知れませんが、新宿区の角筈二丁目、いわゆる淀橋の付近であります。が、ここに、たしか昭和三十五年東京

都が音頭をとりまして、昭和三十五年にあの淀橋の最も交通の輻輳する、将来ともに輻輳することが十分予想されたあの角筈の一角に共同溝を設置した例がございませう。それからもう一つは、これまた完全な意味の町づくりではございせんけれども、例の第二阪神国道、これは阪神地域の国道の輻輳を緩和するために第二阪神国道ができたのでございませうが、部分的にはあの家の移転を伴つたり、いろいろ相当な手術を伴う道路づくりでございませうが、そういうものが部分的な町づくりといへばいえると思ひますが、あの第二阪神国道を設けるにあたりまして、

これまた道路側で音頭をとりまして、こういう法律的な強制の裏づけなしに話し合ひで関係公益事業者と協力してつづいた共同溝がごく最近これはできたのでございませう。それから古くは、関東大震災のあと帝都復興事業、こゝにまた、いわば一種の町づくり、町を立て直してございませうが、帝都復興事業としてあの九段坂の所に、国費で一つのモデルとして共同溝を作つたのが、まあわが国でのおもな事例であるかと考えております。

○田中一君 それはひとつ、今専門員から渡された建設春秋には二十ばかり出ておりますけれども、これはひとつ資料として出して下さい。

そこで、今度の事業計画が示されてありますけれども、将来の方針としてどういふことを考えておられるかという事です。たとえば地下鉄線には地下鉄線の延びた所には、全部それを包合しようという考え方に地下鉄の許可をしておるか。地下鉄の許可はこれは運輸省所管でしたかな。

○政府委員(平井孝君) 運輸省と建設省の両方でございませう。

○田中一君 それならなおさらのことだ。これから延びようとする地下鉄あるいは高速道路、高速道路は困難かも知れぬけれども、地上鉄には少なくともこれを併置しなければならぬというようなことを考えておられませんか。

○政府委員(平井孝君) 将来の地下鉄建設計画につきまして、これを最大限に活用する計画でありますけれども、併置しなければならぬという強制的な措置は考えておりません。

○田中一君 強制することが考えられないといふ考え方はどこからきてゐるんです。

○政府委員(平井孝君) これはいろいろと検討をいたしてみたいのでございませうが、地下鉄自体も、現在一定のプログラムを作つて、目前の大都市交通のこの混乱を早く解決するために時間的な目標を作つてやっております。一面、あとから御説明いたしますように、この公益事業物件を埋める共同溝につきましては、相当の費用を伴いますために、関係公益事業者にも、いろいろと費用の負担を政令等でせまさせていただきます。さうなうなわけで、その間、関係者のある程度の計画の一致、話し合ひということがおきまう。そんなわけで、全面的に強制とはいきませんが、ただ、地下鉄を運輸省と道路管理者側が免許する際に、できるだけ共同溝を作るための計画と調整をするようにいふことを、これは現在もやっておりますし、今後もしやうにやっていくようにいたしております。

○田中一君 運輸省のはうは運送を主として考えておる。路面の道路の管理者としては、これは建設大臣のはずです。から、要求するのは建設大臣側であつて、目的が違ふのだからといって受け身に立つのは運輸大臣になるわけですが、建設大臣の見解はどうなんですか。大臣はいないから、建設省の見解はどうなんですか。

○政府委員(平井学君) 実は、共同溝につきましても、法案にも示してございますように、第一に、現在交通が非常に輻湊しておる。将来ともに輻湊するおそれがあるということが一つと、一面、将来の都市発展あるいは都市改造の見地から、ガス、電気等の公益物件の増設、新設を行なう見込みの大きいところ、そういう二つの条件を中心にして共同溝の敷設計画を立てまして、それと別に、地下鉄のはうは必ずしもこれと計画が一致するわけではございせん。そこで、私どもの考えといたしましては、特に道路管理側といたしましては、共同溝建設計画のあるところ、私どもの考えております共同溝建設の青写真と、それから一面地下鉄の免許申請、これとあわせて、その一致するところにつきましては、この共同溝建設との調整をさせるように、いわば条件といひますか、道路使用を許可する際に、そういうふうな条件をつけてやるようにいたしております。

○田中一君 三十九年度はどれくらい考えていますか、実延長で。

○政府委員(平井学君) その前に、三十八年度は、お手元の資料が、四カ所で三・六キロを考えておりますが、私どもといたしましては、大よそ三十九年、四十年、この三カ年で東京で大体

二十六キロ、それから大阪、名古屋等で約六キロ、こういうふうな考えておりました。東京につきましては、とりあえず向こう三十九年度の二十六キロのうち、とりあえず三十八年度において三・六キロ、その残りの二十二キロ余りを三十九年、四十年中にはやりたいと、かように考えておる次第でございす。

○田中一君 都市局長に聞きますが、たとえば今回の都市区画整理事業を行なう市街地等には、この共同溝を併置の条件といふことを考えておらないのですか。

○政府委員(谷藤正三君) 共同溝は、あれは非常にいいことは事実でございすが、共同溝といふものを作りますときの工事費が非常に高くなりますので、現在の新しい区画整理事業を行なうような宅地造成区域につきましては、共同溝のところまでは考えておりません。

○田中一君 道路局長と都市局長の間に、もう共同溝というのの掘り返しがあまり多くちや困るからその分だけやればいんだといふことに、建設省の意見は帰着したというように印象づけられるが、一体どうなんだ。僕はニュー・タウンこそ、規模の大小を問はず、そういう施設をしなきゃならぬといふような考え方をしたなきゃならぬと思うのです。どうも基本的な政策的な思想といふものがないんですよ。それが一番初めに申し上げたことなんです。政策としての基本的な態度、背景をなす思想といふものが欠けているのです。おそらく都市局長も、今後行なうという土地区画整理事業の地区には、将来の何かを考えなが

ら許可をするんだと思う。しかし、それもさき言っているように、その思想は何かと聞いているわけですが。片一方じゃ、共同溝といふものを当面の弥縫策としてやるんだという考え方は、ニュー・タウンを作るためにも、そんなこと考えておらぬといふことじやいかぬと思ふんですがね。

○政府委員(平井学君) 決してニュー・タウンについては考えておらないというわけではございせん。ただ残念ながら、現在のニュー・タウンが昭和三十八年ないし三十九年に具体的にどこにといふことがまだきまつておらないといふような関係で、特に御説明しなかつたのでございすが、この問題は、過去のこういう苦い経験にかんがみて、相当な規模の、しかも、大工業地帯とか、そういう相当輻湊するようなことが予想されるニュー・タウンにつきましては、もちろんこういう施設を先行的にやらしていただく予定で実はおります。

○田中一君 谷藤君、どうなんです。今後の市街地を作るために、それは考えておらないのか。

○政府委員(谷藤正三君) 道路局長の申し上げております新市街地という範囲は、おそらく新産業都市、つまり地方における工業の産業構造上生まれてくるところの工業の核点となるべきような新しい都市といふふうにお考えになつておられるものと思われすが、そういう場所につきましては、これから伸びていく場所につきまして、当然考慮しなければならぬ問題でございまして、先ほど私の申し上げましたことは、区画整理事業を行なうような宅地の造成区域、つまり既成市街地の周

辺部における住宅市街地の部分につきましては、幹線道路が入つて参りまして、将来それが住宅市街地のまん中を貫いて幹線道路が先に延びていくといふふうな区域がありますれば、当然これは道路局長の申し上げておるようにならなければならぬこととございすが、そうでなくて既成市街地の周辺部において乱雑に伸びていくところの現在の宅地といふものを、環境の整った宅地にしたいといふふうな地域につきましては、幹線道路が入ってくるわけではございせんので、その地域との連絡道路が主体になつて考えられますので、そういう地域につきましては、現在の電信、電話、ガス、水道、そういうものにつきましては歩道の下を利用するとか、共架施設をするとかといふことによりまして、美観風致その他のことにつきましては、従来の電柱だけはまた建てつという構造になつても、現在方法論としては考えられますので、これを二メートルあるいは三メートルといふような大きな共同溝施設をして膨大な金を、事業費をそこにつぎ込むといふことをしなくても済むのじやないかと、こういうふうなつもりで申し上げたわけではございす。

○瀬谷英行君 この問題は、都市計画の基本的なもののがちゃんとしていないといふと、なかなかこれはうまくいかなないじやないかといふ気がするので、すけれども、今の特にこれは東京都の顕著な例は、掘り返されていく地域がガスであつたり、電信電話であつたり、下水であつたり、地下鉄であつたり、何かその連絡がなくなっていくと掘り返されていく現象が多いといふような気がするのですけれども、一貫した

都市計画といふものが中心になつて、その都市計画をもとにしてすべての道路なり、あるいは交通なり、水道なり、電信電話なりといったようなものが、これが連繫をとつて計画をされていくようにしないと、とかく都市のいろいろな混乱がどうしても絶えないんじゃないかといふ気がするのですけれども、この基本的な都市計画といつたようなものはちゃんとつておるのかどうかといふことが、私どもとしては関心を持たざるを得ないところなんです、その点はどうなんですか。

○政府委員(平井学君) 都市計画そのものは、都市局長から別途お話があると思ひますが、私のほうの立場から申しますと、ただいまのような御懸念の点は、実は去る昭和三十三年の事務次官会議の、掘り返し抑止に関する申し合わせといふものがございまして、それ以来、全国都道府県単位に、掘り返し防止連絡協議会といふものが県単位に組織されまして、知事が中心になりまして、ただいま御指摘のような関係公益事業者、道路管理者が集まつて協議会を作つておりました、そうしてこれは申し合わせではございすけれども、毎年々々の公益事業の掘り返し計画を持ち寄りまして、そこで一定のプログラムを作り、そこで話し合ひによつてなつた同一個所のものはお互ひに、あとのものは先に繰り上げ、あるいは先のものは若干待つてやるというふうにして調整をずっといたしてきております。ただ残念ながら三十三年以来のこの申し合わせによる連絡協議会の機能が、これ以上どうも上がらないといふことにかんがみて、実は昨年

閣議了解で、これをさらに一歩進めた、掘り返し抑止に関する閣議了解事項を定めて一段とこれを強化して、今回の法案提出の準備といたしたのでございます。そこで、たとえば東京都あるいは大阪等につきましては、既成のこの市街地の混乱を防止するための共同溝につきましても、都市計画の計画を十分にらみ合わせて、それに加うるに地下鉄工事の計画、それから高速道路のような大規模な道路改良工事、そういうものを活用してやるといふうに進めて参つておるつもりでございます。ただ新産業地帯等については、新しい大規模な相当な市街地が作られる場合につきましては、残念ながら、まだ明確な計画が出ておりませんので、これを実は待つておるわけでございますが、新産業都市等の計画が固まり次第、これと並行してこの問題を結びつけてやる、こういう心がまえで考えておる次第でございます。

○瀬谷英行君 今でもしばしば苦情を聞くのは、やはり掘り返しというものが年がら年じゅう都民にとって、あるいは交通にとって障害になっているという苦情が多いんじゃないかという気がするわけです。これは私も自身が直面する機会が多いわけでございまして、連絡協議会の機能が今日まで十分に發揮できているかどうかという点が問題であらうと思うのです。連絡協議会といっても、仕事がちまちまですから、そう簡単なものじゃないというところは私も十分想像ができて、それではどういふ面をそこを来たすのか、その機能を十分に發揮できない

のか、これは運営上の問題であるのか、その基本は一体事業の性質上やむを得ないところであるのか、その辺はどういうことでありましようか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(平井学君) 実は、この道府県単位に設けられておりますところの連絡協議会といふものは、あくまでも連絡協議する会でありまして、調整ではございせん。しかしながら、東京都の例で申しますと、知事のところへ毎四半期、場合によっては毎月、この道路掘り返しを伴うような公益事業者が集まりまして、そこで話し合ひで調整をするのでございます。事の始まりは、そもそもの年度の初めに、各公益事業者から一年間の予想し得る限りの掘り返しの申請を出します。昭和三十一年度の当初の面を見ますと、東京都では約千七百件の掘り返しを伴う公益事業者の申請が東京都知事あてに出ております。これを毎四半期ごと、また、区域によつては毎月連絡協議会を開きまして、お互いにこの同一区域の工事

は、なるべく一年一カ所にしぼるといふふうに話し合ひをする、また、コンクリート舗装あるいはアスファルト舗装をしたようになりつぱな道路については、アスファルトの際は向こう三カ年間は、また、コンクリート舗装の際は向こう五カ年間は掘り返し工事を原則として認めないから、そのつもりで掘り返し工事をよく調整してきなさい、また、従来の木造の平屋建二階程度の家の区域を整理して大ビルを作るような建築の計画のある際は、これも事前に届けさせて、これを協議会に持ち出して、お互いにそういう区域の埋設工事等を繰り上げてやる等の指導を行なつてきております。これによつて昭和三十三年ごろ以前に比べれば、相当無用の重複掘り返し工事は抑制されてきたのでございませうけれども、しかしながら、遺憾ながら東京都その他日本の大都市は、最近の高度の経済成長によりまして産業と人口が猛烈な勢いで集中をいたしております。いわば、まだまだ放置するならば生々發展する過程にありまうので、この協議会の規制措置だけではどうにも押え切れないう、これを無理に押えてしまふという、仲介する経済力を阻害する、市民の生活必需品にきたえ切れないう、こういう状況でございませうので、もはや、この自主規制的な連絡協議会では間に合わない、いわば、東京でいへば東京の全区域が毎月、毎年こういふ電氣、ガス、水道等の新しい需要を呼び起しておるために、そこに何らかの法的規制を伴う措置をしなければならぬ、こういうような段階に至つておるのが現状でございます。

○瀬谷英行君 この前、建設大臣が何のときだったかお忘れかもしれませんが、東京都の問題についてちょっと触れて、都政あり、区政ありで非常に東京都の場合には機構が膨大であり、複雑であり、容易じゃないというような意味のことを言つておられたのですけれども、行政機構の縦の連絡——横の連絡だけのものではなくて、縦の連絡、都と国の場合、これらの面ではたしてうまくいっているのかどうか。たとえば建設省なら建設省としての行政指導の面で壁にぶつかるといったようなことが都政との間にないのかどうか、こういう点ですが、こういう点で一体、特に都市計画の面ではどういふものだろう

か、今日までの実績はどうかという点をちょっと私は気になるのでお聞きしたいと思つております。

○政府委員(谷藤正三君) 都市計画的な面におきましては、先ほど申し上げましたようないろいろな連絡のことがございまして、すでに新聞紙上にも出たようなふうにするかということ、東京都再開発問題懇談会というものの意見として、新しく東京の機能の分散、再配置をはかる、都市の構造の再検討をするということ、基本構想はすでに固まりまして、東京都とも十分打ち合わせをしております。それに従ひまして現在引き続いてその基本構想に対してどういふ手法を用いるかというところで毎週一回都との連絡会をいたしております。そのために、首都高速道路公園あるいは首都圏関係、道路局、全部入つていただきまして、常に連絡をとりながら進んで参つておりますので、街路の問題、主として今現在在は街路の再検討をいたしておりまして、今月中に大休山の手線の内側の構想は全部まとまるといふことになつておるわけでございます。

○瀬谷英行君 私なんかの感じでは、いろいろな立法措置というのが何かすべて後手に回つておるといふ感じがする、体裁よくいえば、高度成長といつ

たようなものの影響がもしもせんけれども、たとえていへば、はれものにこうやくを張るようなあんばいに立法措置が、あつちこつちでことごとく後手に回つて追つかけていくといった点がありませんかというところを感ぜざるを得ないわけですか。そういうことをやっておるようじゃ、なかなかこういふ東京のような特に大都市の場合は追つかないのじゃないか、こういう気がするので、やはりこれは基本になる都市計画の面から思い切つた構想を立てて、すべて交通政策にしても、道路行政にしても住宅、水道、下水、すべての面で総合的にこれは計画を推進し、対策を立てていくというふうにしないう、いつまでたつても労働くして功少なうといったようなことが続けられるのじゃないかというおそれがあるのです。ですから、その面ではたして立法措置が後手に回つておるといふ懸念がないのかどうかということ、それから、それを解決するための根本策として思い切つた勇断でもって今日対策が立てられておるのかどうかという点についてお伺ひしたい。

○政府委員(平井学君) 共同溝の問題につきましても、ただいま後手に回つておるのじゃないかという御指摘がございまして、これは戦後多年にわたつて、建設当局といたしましては研究を進めて参つたのでございませうけれども、今までのいろいろな事情で法律としても目の目を見るに至らなかつたのでございませうけれども、幸い今回ここまでございまして参つたような次第でございます。なお、私もこの都市計画との関係、都市の再開発計画との関係についてはどうかという御質問でござ

いまして、少なくとも東京、大阪その他、少なくとも既存の大都市の市街地の共同溝の選定等につきましては、十分都市局のほうの都市計画と密接な連絡をとりまして、重要順位等をきめ、将来の都市計画のあり方とも十分にらみ合わせて場所を選定いたしております。先ほど田中委員からおしかりがありました、それと別個に新産業都市等のいわゆるニュー・タウンを作る際には計画が順次具体化し次第、先手を打って、それこそ先行的に共同溝の計画を作っていく、かような考えでおります。

○酒谷英行君 この法案提案の理由等については、私はわからぬことではないと思うのであります。ただ、これは一つの例でありまして、屋外広告物の問題にいたしましても、共同溝の問題にいたしましても、特にまあ大都市がふくらみ過ぎてしまつて、そしてあふれたごみ箱のような状態になつてしまつて、それに対してあとから何とかして手を打っていくというために、いろんな法律ができてくる、立法措置をとらざるを得なくなつてくるというたようなことが私としても感じられるので、御質問してみたわけです。だから、そういうことを何回も繰り返すことも、それはやむを得ないことである、それはやむを得ないことではあるけれども、もっと根本的に必要なことは、都市計画の基本的な点のぼつてやることじゃないか、その点についての現在の複雑な行政機構の連絡といったようなものが今後特に予算の面においてもいろいろの問題が生じてくるんじゃないかと思うのですけれども、うまく

今日まで運営をしてこられたのかどうか、今後においてもその点についての見通しはだいじょうぶかどうかという点を私はお聞きしたいわけでありま

○政府委員(谷藤正三君) 戦後の急激な都市人口集中の問題に基因するわけでございます。御承知のように、東京の人口の約六〇〇万は東京に集中するといふふうな状態に相なつていゝる事実は、戦後の最近まではどつちかといふと常に施策のほうがおくれがちなつてきていたといふことは事実でございます。ただ、欧米の市街地と異なつて、欧米の市街地は、新しく町が作られてくるという状態と、農村から都市構造が生れてきたところの日本といふものの構造と、都市の構造そのものに違いがございます。その自然発生的な日本の都市の発展の過程が一つの矛盾を含んだまま現在に立ち至つていゝるわけでございます。したがいまして、施策のほう若干欧米的な単純化された姿にいたつて行なわれてきていゝないといふことは事実でございます。その点を十分最近反省いたしまして、先ほど言ひ落としたが、現在の東京の都市の発展の過程が一つは、都市の再開発という面で見ますと、もう一つは公共投資という面において、高潮対策、あるいは利水、水道、下水、そういったようなその他の一般の公共施設の問題につきましても、定期的な連絡会議をいたしまして、東京都との相互の調整をはかつていゝるのが事実でございます。最近は大体において政府の意図する方向に

向かつて東京都も前進しつつあるものと私は考えておりますが、実際の具体的な施策が表面に現れてくるまでには若干の時間的なズレがございます。ために、現在も、あるいはまた外から見ますといふと、都と政府との間に思想的あるいは施策的なズレがあるように見られるかと思ひますけれども、現在のところ非常に順調に協議の整つておりますところは順々に仕事をやりやうと向かへるものと確信いたしてゐる次第でございます。

○石井桂君 関連して。今都市計画のお話を酒谷先生から御質問したようにもすけれども、私は、都市計画といふものは、もう指導性がなければ都市計画でできないと思ひます。都市計画法でできたのが大正八年くらい、今から四十数年前ですが、それからずっと都市計画法施設がいろいろな計画に基づいて東京あたりはやつておられる。ところが、まあ今お話のとおり、急激な人口増加があつて、なかなか都市計画が追いつかない、これはごもっとも、そのとおりだと思ひますけれども、それではほんとうは都市計画でなくなるので、酒谷先生の言つたようなごみ箱の始末みたいな、そういう都市計画では困ると私も常々思つてゐるわけなんです。私も東京の都市計画関係のことを何年かやつた経験があるのですが、どうも自分がやつた経験から考えてみて、やはり道路とか、下水とか、あるいは河川とか、港湾とか、そういう諸施設が、都市計画のほんとうのねらいであるところの指導性を持つて、将来こういうふうにするのだといふので、あらかじめ、そのできた跡始末でなく

て、こういうふうにするべきだといふふうにつづつていくほどの力がやられるてなかつたといふことは、どうも認めざるを得ないといふふうに向うのだけども、それらについて、ずいぶん監督、指導的な機関に当たられた歴史がある建設省の幹部としては、どういふふうに向うか、心がまえの問題なんですね。都市計画はどういふふうなものか、都市計画であるか、そういう考えを——都市計画といふものは、指導性を失つたら都市計画でないと思ひます。道路でも、港湾でも、それから今の下水でも、あらゆる今の都市に必要な諸施設といふものは、将来の発展を見越して、つまり國民を引っぱつていくような指導性のあるものでなければならぬはずなんです。ところが、道路の問題も、水道の問題も、河川の問題もみんな跡始末に追われてゐるというものは、原因は急激な人口の激増によるものであるとしても、どうもやはり根本的な都市計画に対する考えといふものが仕事をやる人に向うか、かめいてないのじゃないかといふ気がするのだけれども、少し極言かもしれませんが、皆様方のお考えはどうですかとお聞きしたいわけ

です。

○委員長(木村福八郎君) それに関連して。私も、先ほど、首都圏の計画について、懇談会を設けて、そこで一応大体の意見がまとまつたといふようなお話があつたわけですね、それはどの程度のオーソリテイを持てゐるものか、それが今後どの程度に、今石井先生言われたような、総合的な具体性を持つて実現されていく可能性があるのか、今の懇談会の総合的な計画案とい

うものですか、その点についてもわかる限り御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(谷藤正三君) 都市計画法そのものは、ただいま先生おっしゃいましたように、非常に古いもので、四十何年かの時間を経て参りまして、その間日本の産業そのものの発展が欧米と比較にならないほどの急速な明治以後の伸びを示したといふ事実が、後手々と回りましたといふ関係になつておりました。御承知のように、都市計画法といふものができておるにもかかわらず、その法律の補足的な形にいて、実際には、都市計画法の改定といふことではなしに、都市区画整理法が生まれ、建築基準法が生まれてきてゐる、あるいはまた市街地開発法が生れてきたといふふうになりまして、もう別の法律が並行した形で伸びてきたといふのが日本の都市計画上の今までの経過でございますが、その点につきましては、たとえば建築基準法一つをとりまして、建築基準法といふものは、つまり欧米においては、ビルディング・コードという建築の基準をきめるといふ技術的な内容と、もう一つは、全般に對しましては、当然都市計画的な性質を持つて、風致地区あるいは地区のいろんな問題がその中に入つておられます。したがいまして、純粹のビルディング・コードという形ではなしに、都市計画的なものを全部織り込みながら、その時点で合うような形で都市計画法の一部改正的な性質を持つてきておるわけでございます。戦後におきましては、市街地改造法というやうな形になりまして、また区画整理法の一部が別の形で生まれてくるというやうなことをたどつておりますのが現状

○政府委員(谷藤正三君) たえば共同溝の問題でございしますが、共同溝一つを作るにいたしましたも、現在の交通輻湊状態の地下鉄——先ほど道路局局長から説明がありました、地下鉄工事との合併、あるいは新設の街路区域の中での構造、たとえばこの議事堂の周りに高速道路等を一緒に施行するというような、現在の交通の混雑した中に割り込まないで、また割り込みましても他の方法によってそれを逃げる工夫ができるような場所につきましては、現在のままで共同溝の施設も進めていくことができるわけでございますが、たとえば新宿の角筈から南のほうに下がつて参りました、あの狭い、バーとか、そういうものがある場所、あるいはコマ劇場の周辺部にあける放射六号線のある場所につきましては、いかにやろうと思ひましても、現在のままでできません。したがひまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、東京の再開発というものを行なうことによつてのみ可能になつて参ります。ですから、そういうことを前提にいたしまして再開発の手法を進めていくと同時に、街路の拡張、あるいはほかの地下にあるいは地上の交通機関の大量輸送機関のもう一度再検討なり、そういうものを進めていかなければならぬわけでございます。て、そういう意味で、先ほども再開発の問題を申し上げたわけでございます。実際には、神田の地域にいたしましても、先ほど田中先生から話がありましたように、もっと近距離のところへ住宅を作れば、今までのような輸送の困難あるいはまた個人的疲労もななくて快的な生活ができるんじゃないか

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 278: 1039-1044.

というお話でございますが、その問題につきましても、都心の周辺には、神田あたりにつきましても、あの通りに古本屋が並んでおりまして、あるいはまた裏のほうには狭い一方交通の道路がたたくさんございまして、しかも各小さなブロックから車が出て参りまして、現在の交通の混雑をさらに倍加しておるわけでございますので、そういうものにつきましても、その狭い街区をなくするような、もっと大きなブロックを作る。それから、下を商店街あるいは本屋にいたしまして、上を住宅街に切りかえる。そういったしますと、都心のほうの業務中心に入りますのに、神田から通うのにも、歩いてでも、場合によっては電車に乗っても、五分や十分もあれば通える。あるいは新宿の周辺にしても、現在のコマ劇場、あるいは新大久保、柏木町というふうな、戦後に建ちましたああいうような木造建築の住宅街につきましても、これを、現在の新宿の副都心による、淀橋浄水場の副都心計画にからみまして、あの付近を全部たばき住宅または中高層の高級住宅に変えることによって、快的な生活条件というものを備える、そして公園なり緑地なりその他のものを置きながら再開発できることも事実でございます。ただ、そういうことをやっていくためには、それだけの十分な準備と時間が必要になって参りますし、現在のままで、あるものをどっかへ追い払って、その中へその都市の公共施設だけを拡充していくということは、不可能な問題になります。御承知のように、百万二百万、場合によっては五百万というような地価を保持しているところの都心ないし新宿付

近の土地に對しまして、そのまゝの地価の形におきましては再開発が非常に困難になりましたので、どっかに順々に、たとえば本場が埋立地のほうに移った跡地を利用いたしまして別のものを移す、あるいはどっかの問屋街の中心が集まって郊外のほうに出たところの、そのあき間をねらいまして次の都心の再開発をはかるといふふうな工合に、順々にやられていきたいと思います、実際の手法といたしましては工事ができません。その点も考えまして、逐次再開発とやらんで、共同溝の問題につきましても、道路局長と相談しながら順々に今やられていくことにいたしておるわけでございます。他のほうに對しましては、連絡の点において、全部連絡しておるわけでございます。来年度の三十八年度に施行いたす分は、そういうめんどうな手法を使わなくともできるところから順々にやられていく、こういうふうな考え方でやっておるために、まるで思ふ言へば逃げ回って何か格好をつけておるというふうに見えますけれども、そうではなくて、十分な準備のもとにそこから始めていきたいというのが私の考えでございます。

同時にまた、先ほど先生からお話がありました、都市計画法そのものをどういうふうにするのかという問題につきましては、ただいま再検討いたしております、なるべく早い機会において都市計画法の改正を、建築基準法、市街地改造法その他の現在ありますような付属的な法律を合わせまして一本にした都市計画法を作るつもりで、大臣からも命令されておりますので、現在いろいろ資料を集め準備いたしております。で、これはまた、十分な検討をいたしまして、早く実施の段階に移せるようにしなければ、このままで追い打ちのような形で順々に法律を作っていくことは、ますます都市計画というものを混乱させる状態になることは、私たちが十分承知いたしておりますので、なるべく早くその点は、先生のお説のように、変えていきたいと思っております。

○瀬谷英行君 提案された法案そのものについて、ああじゃないこうじゃないということを論議することよりも、もっと基本になる問題があるのじゃないかというところが、私も言いたかったことです、石井先生も言われたことじゃないかと思ひます。立法措置が後手に回っているのじゃないかということ、さっきも私も申し上げましたけれども、これははれものにくらべてややくるような格好になっているのじゃないかという意味なんです。このうやく、ばんそうこうそのものがいかにか文句なくすりばなものであったとしても、それのみによってはれものがないおるといふわけにいかぬと思ひます。そこで、これは政務次官にもちょっとお伺ひしたいのですけれども、先ほど掘り返しの問題がちょっと出ましたときに、都道府県の連絡協議会というものを作って、三十三年以降協議会をして、そうしてばらばらにならないようにやってくる、こういうお話があったのです。しかし、委員長からも御質問がございましたけれども、この協議会なるものがどの程度に機能を發揮しているかということが問題です。その場合に、はっきり私がお聞きしたいのは、この連絡協議会の指導性はどこにあるのか、指導性の中心はどこにあるのかということなんです。その中心がどこにあるのかからず、とにかく関係者が集まって相談をするということだけだと、私は小田原評定になってしまふと思うのです。小田原評定になってしまふから、当面の問題を相談をするという範囲にとどまってしまう。先ほどお話が出ておりますけれども、指導性ということに非常に強調しておりましたけれども、やはりこの種の問題を解決するためには、どこかが中心になって指導性を持たなければならぬのじゃないか、こういう気がするのであります。それは一体、都心の場合について言うならば、都心か、あるいは建設省なのか、あるいは自治省なのか、それらのいろいろの役所が、どこかが中心になって指導性を持ってやってくるかについては、なかなかうまいこと運営ができません、あるいはせつかくの協議会を持っても機能を發揮できないのじゃないか、こういうことを懸念するわけなんです。それと、そういう意味で、従来持っておったこの協議会というものがなかなか思うようにいかなかったという面があるならば、その原因はどこにあるのか、その機能を發揮するためにはどうしたらいいかということをお明らかにしていただいたほうがいいのじゃないかと、こう思ひます。

それから、先般私も予算委員会でもちょっと質問したのですけれども、首都圏整備の關係で、東京都がむやみとふくれ上がつてしまつた、一体どうしたらいいだろうという問題です。このままいくというのと、篠田自治大臣の表現によると、東京は中気のような状態だ、こういうことを言っておつた。私も中気の状態だと思ひます。中気の状態に輪をかけて、中気がよろいを着たような格好になっているのじゃないかということをおそれるわけなんです。そうすると、今後の問題としては、道路だ、下水だ、ガスだ、電信だ、電話だ、共同溝だという対策の問題よりも、根本の問題から先にきめていかなければならぬのじゃないか。たとえば東京都の場合は、これ以上東京は膨張するのかもしれないか、人口を制限するのかもしれないか、あるいはもっとこれを縮小していくのか、どうか、こういうことがやはり基本にならなければいけないと思ひます。そういうことが基本にならないで、ただ野放しに建つて、住宅が建つ、人口が何となくふえていくということになると、そのための立法措置として、下水を作るの何やると言つたって、私はなかなかたいへんだと思ひます。だから、そういう基本というものをちゃんとどっかで、総元締めというものを先ほどちょっと言われましたけれども、総元締めというふうな中心があつて、一体今後の首都圏の整備はどういうふうにするのか。きのうもちょっとテレビで言っておりましたけれども、マンモス東京をどうするかというお話が出ましたけれども、東京を遷都していくという考え方もあるというふうなこともありました、これは篠田自治大臣のお話では、いっそのこと東京を富士山ろくかどっか移しちゃつたほうがいい、こういうことも言っておられる。だから、富士山ろくに移してしまつたほうがい

ということになれば、これは東京は縮小していくという考え方なんですけれども、その辺のところは、もとがはっきりしないことには、立法措置というものは常に後手に回ってあとから追っかけていく、繁雑な仕事を苦勞してやるということになっちゃうと思うのですがね。その辺の中心となる考え方、基本になる考え方というものをちゃんとさせていかないと、今後この種の問題については私は非常にやりにくくなってくると思うので、それはもう政治の基本問題になると思いますから、その点をひとつ伺いたいと思うのです。

○政府委員(松澤雄蔵君) ただいまの御質問の御趣旨、そのとおりだと私も考えております。ただ、篠田自治大臣が太り過ぎて中氣に当たっているのだという話ですが、私はそこまで突は考えておりませんし、大臣も考えておりません。確かに太り過ぎちゃって動きがとれないという状態ですから、これをいかにしてやせさせる方向に持っていくかというふうなものの考え方は、ただいまのお話のようなことで、実は政府自体が非常に頭を痛め、新聞紙上でごらんのように、またわれわれも大臣から常に連絡を受けて政府も全体的に苦勞していることを常に聞かされておりますが、ただし現実の問題としては、先ほどの各委員の方々の御質問に対して、私どもの都市局長は学のあるところを全部披露するようにして先ほどは申し上げましたが、現実の問題といたしましては、率直に申し上げて、ほんとうにござっておりますというふうに申し上げたはうが、あまりにも率直過ぎるかもしれませんけれど

も、私はかえって御理解いただけるんじゃないか。したがって、だからといって投げておけないというふうな部面で、先ほどの石井委員のお話のように、もうやっとなき追っかけるような格好で追っかけておりますが、しかしながら、もうとても追っかけ切れぬというのまた現実であろう、かように見ております。したがって、やることなすことがいつも後手々々だということに言われておるのも、また今までも言われてきたのも、これもまた事実として私どもは認めざるを得ないと思っております。だが、今申し上げたように、だからといって全然投げておけないというふうな立場から、代表的な、根本的なと申しますか、抜本的な計画を立てて、そうしてこれを具体化するという段階に至るまでの間は、やはり考へつた最大限の範囲において最大の力を出して、そしてその仕事に当たっていくという以外に道がない、こういうわけ、現実にはわれわれは、今やっておりますわけでありまして。

なお、首都圏との先ほどの連絡関係とか、あるいはまた、いろんな計画ができたやに聞いているのが、それがはたして見込みがあるのかというふうな御質問もあつたようでありまして、これは率直に、私たちが首都圏というものを引き継ぎましていろいろと検討してみたいのですが、どうもあまりにも、今はやりの言葉で申し上げていかかと思えますけれども、イメージ的なといいますか、ビジョン的なといいますか、はたして実行ができるかというふうなことが非常に大きく浮かんできております。したがって、現在建設省と首都圏の事務当局とがもっと密接に連絡を

とって、そうして再検討して参る。そうして、現実にはできるというふうな抜本的な考え方をもち、またまったものは直ちに取らねばならないということに大臣から指示をいたしております。

なお、最後に御質問のあつたところの、協議会の指導性ほどが持つておるのだというふうなお話でございすが、これは自主的な立場をとって、法的なものではありませんけれども、一応そういうふうなものは作っておりますが、やはりこれは建設省、あるいはまた道路の管理者といいますが、地方自治団体の長といふふうなところに一応の指導性をとらせておりますけれども、このような状態になってきましても、単なる指導的なものではどうも押え切れないのみならず、強力な指導的な立場をとっていかねば、こういうような気持で、これをやはり国民の総意のもとにおけるものとして持つていかざるを得ないという点から、公的なものとして作って、そうして強力な立場をとって、行政指導をもあわせてやっていくというふうなこと以外に道がないのじゃないか、こういうわけ、現在、その法的な措置をとるべく、事務当局には直ちに検討するように指示を与えておるといふのが現況であります。結果的に、結論的に申し上げまして、ほんとうに大東京といわれる東京というものは、いろいろと施策を講じておりまして、先ほどから申し上げましたように、一口に言うベツ・タウン、いわば昨今国会に提案いたしております市街地開発法というふうなもの等も出しまして、そうして幾分なりとも現段階のものを打開していきたいと

いうふうなことで出しておりますが、だからといって、これでもって万事解決するということとはとうてい申し上げることもできませんし、抜本的なものを考えなければならぬ、そういうふうな意味から、今の御質問の中にもありましたように、富士山ろくのほうに官庁の分室のものを移転をしてみようとか、あるいは学校関係のものだけでも移行してみようとか、あるいは筑波山ろくのほうに移行してみようというふうな意味で、いろいろと調査をさせ、また検討もされておるといふのが現段階でありまして、ここで直ちにこういふことを遺憾ながら申し上げかねる次第ですから、皆さん方のよい知恵等がございましたらば、ひとつ何かと御指導をお願いしたいと、こういうふうな思っているような次第であります。

○委員長(木村藤八郎君) 他に御発言もなければ、本日は、この程度にとどめて、散会いたします。

午後四時七分散会

昭和三十八年三月三十日印刷

昭和三十八年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局